

駒ヶ根市 ファミリーサポートセンター

活動の手引き



駒ヶ根市ファミリーサポートセンター事務局

駒ヶ根市教育委員会 子ども課 子育て家庭教育係

電話 0265-83-2111（内線716）

FAX 0265-83-2181

E-mail kodomo@city.komagane.nagano.jp

受付時間 平日 午前8時30分～午後5時00分

目次

●ファミリーサポートセンターってなに？	2
●どんな時に利用できるの？	2
●会員の種類	2
●登録方法	2
●利用方法	3
●利用料金	4
●利用申し込みキャンセルについて	5
●個人情報の保護について	5
●補償保険について	5
●スキルアップ講座について	5
●退会について	5
●危機発生時対応マニュアル	6
●ファミリーサポートセンター援助活動 Q&A	7



●ファミリーサポートセンターってなに？

・「子育てを応援してほしい人」と「子育てを応援したい人」が、地域の中で育児の相互援助活動を行う会員組織です。

●どんな時に利用できるの？

- ・兄弟の参観日に行きたいけれど、下の子を連れていくのが心配…
- ・最近、育児に疲れ気味。ちょっと気分転換したいなあ…
- ・急な用事で出かけなければ…
- ・仕事の都合で保育園の送り迎えができない…



など、お子さんを預けたい時に利用できます。

●会員の種類

- ・利用したい「利用会員」→駒ヶ根市にお住まいの方、駒ヶ根市内にお勤めの方で、0歳～小学校6年生位までのお子さんの保護者。
- ・協力したい「協力会員」→満20歳以上の方で、センターが開催する（サポーター）「子育てサポーター養成講座」を修了している方

※保育資格をお持ちの方は、受講が免除される場合があります。センターまでご相談ください。

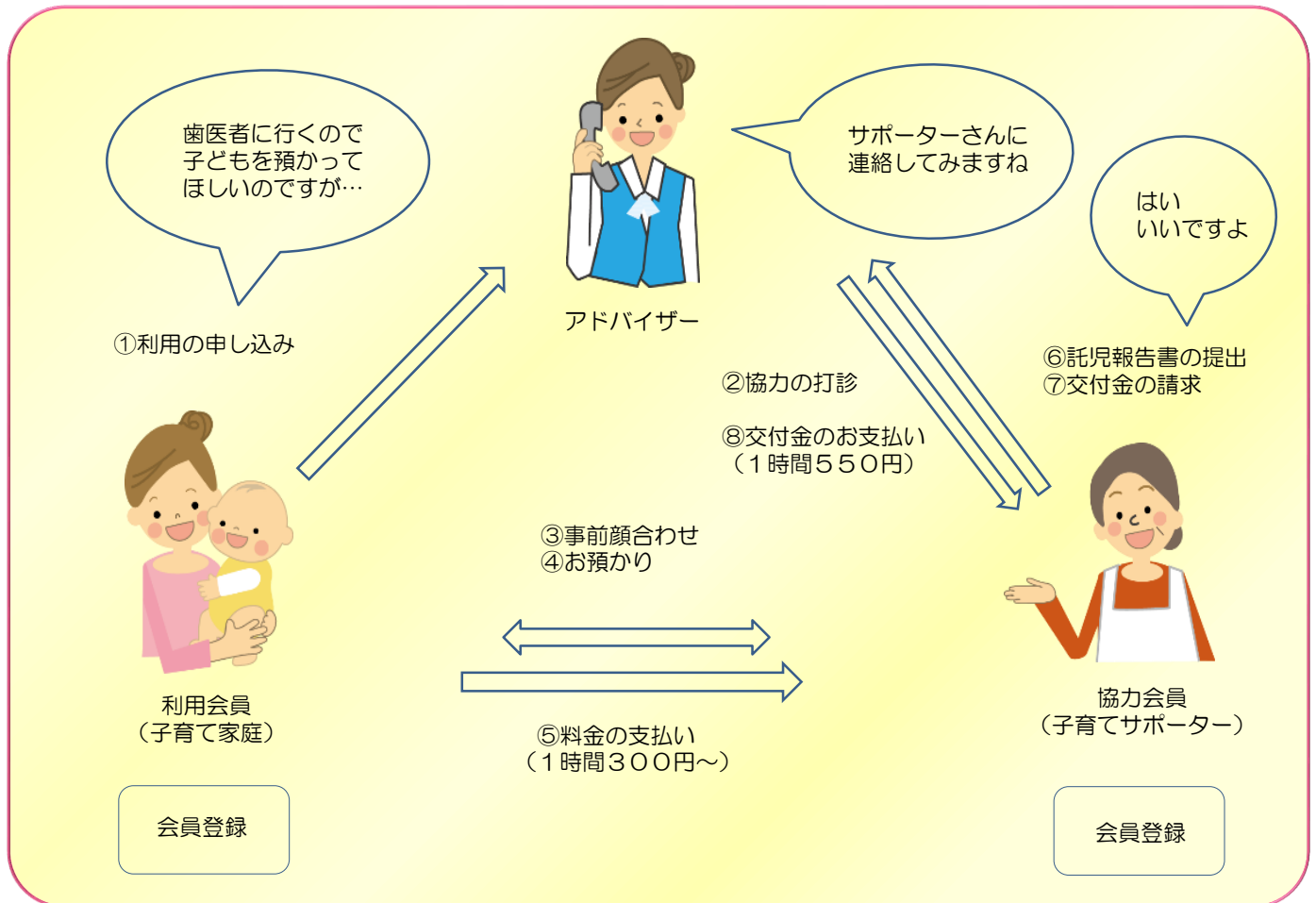
～まずは会員登録を～

登録は無料、利用会員と協力会員の両方登録することもできます。
(サポーター)

「子育てサポーター養成講座」は毎年開催しています。
ご近所、お知り合いで子育て支援に関心のある方は
いらっしゃいませんか？ぜひご紹介をお願いします。

●登録方法

センター事務局（駒ヶ根市教育委員会子ども課）へ印鑑、身分を証明できるものを持参のうえ、入会手続きをしてください。



●利用方法

- ①利用会員はセンター事務局に利用希望日の一週間前までに利用の申し込みをします。
(急を要する場合はセンターまでご相談ください)
- ②センター事務局(アドバイザー)が依頼内容を聞き取り、協力会員(サポーター)さんへ協力の打診をします。
- ③協力会員(サポーター)さんが決定したら、利用会員さん、協力会員(サポーター)さん・センター事務局(アドバイザー)の3者で顔合わせ、事前打ち合わせを行います。
- ④援助活動の実施(双方とも健康状態の確認をお願いします)
- ⑤利用会員さんは協力会員(サポーター)さんへ利用料金を支払います。
- ⑥協力会員(サポーター)さんは所定の報告書を作成し、翌月10日までにセンター事務局へ提出してください。
- ⑦協力会員(サポーター)さんは翌月10日までに所定の申請書兼請求書にて交付金を申請してください。
- ⑧駒ヶ根市より協力会員(サポーター)さん指定の口座へ、負担金及び交付金を振り込みます。

利用料金



利用会員さんは
1時間300円で
利用できます

子育て世帯の負担軽減と
協力会員(サポーター)の
処遇改善を目的に、
料金体系が変わります。

サポーターさんは
1時間850円を
受け取れます



月曜日～金曜日 午前9時～午後5時	600円
上記以外	700円

月曜日～金曜日 午前9時～午後5時	600円
上記以外	700円

令和4年4月1日より
1時間あたり300円を
駒ヶ根市が負担します
(1人分のみ)
※キャンセル料は
対象外

令和4年4月1日より
1時間あたり250円を
駒ヶ根市が交付します
(1人分のみ)
※キャンセル料は
交付対象外

月曜日～金曜日 午前9時～午後5時	300円
上記以外	400円

月曜日～金曜日 午前9時～午後5時	850円
上記以外	950円

※30分以内は30分として、30分を超えて1時間以内の場合は1時間として計算します。
※きょうだいのお預かりは2人目より半額とします。
※ガソリン代として1kmにつき37円を協力会員(サポーター)へお支払いください。
※会員宅以外の施設を利用した場合は、施設利用料、冷暖房費などがかかります。



～ 例えば、午後4時45分から午後6時00分までの活動の場合 ～

午後4時45分～午後5時15分(30分)	350円
午後5時15分～午後6時00分(45分)	700円
基本の託児料	1050円
市負担分(300円×1.5H)	▲450円
協力会員(サポーター)さんへの支払金額	600円

<利用会員さんは600円の支払い>

料金の異なる時間を
またいでいる場合は、
その時間を含む30分は
割増料金の額で計算

30分を超えると
1時間に繰り上げ



利用会員さんより	600円
市負担分(300円×1.5H)	450円
市交付分(250円×1.5H)	375円
受け取り合計	1425円

<協力会員(サポーター)さんは1425円の受け取り>

●利用申し込みキャンセルについて

- ・前日までのキャンセルは無料です。
- ・当日のキャンセルは1時間分の料金をお支払いいただきます。

●個人情報の保護について

- ・援助活動で知り得たお互いの住所、氏名、電話番号、家庭の事情など、第三者に(家族にも)話さないでください。退会後も同様とします。
- ・打ち合わせに使用した書類は厳重に扱い、携帯電話や手帳などに記載した場合は責任をもって管理し、援助活動終了後は適切に処分してください。

●補償保険について

- ・活動中の事故に備えて、「ファミリーサポートセンター補償保険」に加入しています。保険料は駒ヶ根市が負担します。(疾病は対象となりません)
- ・センター事務局に報告のない活動については、補償の対象になりません。
- ・保険適用にならない障害については、援助活動の当事者間において解決してください。

●スキルアップ講座について

- ・センターでは毎年、協力会員(サポーター)さんを対象としたスキルアップ講座を開催しています。活動の質の維持、向上のためにも積極的に参加し、今後の活動に役立ててください。
- ・少なくとも5年に1回は必ず救命講習及び事故防止に関する講習をお願いしています。「子育てサポーター養成講座」や消防署で開催している講習などを活用し、定期的な受講をお願いします。

●退会について

- ・退会を希望する時は、センター事務局にその旨を申し出てください。



危機発生時対応マニュアル

交通事故

- ①けが人の有無により、救急車要請(119)
- ②警察への通報(83-0110)
- ③保護者へ連絡
(お子さんの引き渡しについて場所、時間等打ち合わせ)
- ④センターへ報告(83-2111 内線716)

※時間外でも宿直室につながります。



怪我、発熱、嘔吐等



- ①応急処置および緊急度の判断
- ②場合により救急車要請(119)
- ③保護者へ連絡
(お子さんの引き渡しについて場所、時間等打ち合わせ)
- ④センターへ報告(83-2111 内線716)

※時間外でも宿直室につながります。

災害の発生(地震、火災等)

- ①お子さんと自分自身の身の安全確保
- ②公共施設にいる場合は、施設職員の指示に従う
- ③保護者へ連絡
(お子さんの引き渡しについて避難場所、時間等打ち合わせ)
- ④センターへ報告(83-2111 内線716)

※時間外でも宿直室につながります。



利用会員さんから
よくある質問

ファミリーサポートセンター援助活動 Q&A

Q1 子どもを知らない人に預けるのが少し不安です。協力会員(サポーター)さんはどんな方ですか？

A 年齢、性別、子育て経験の有無など様々ですが、「子育てを応援したい」という方々で、保育資格をお持ちの方もしくは「子育てサポーター養成講座」を終了された方です。



Q2 利用申し込みをすれば、必ず利用できますか？

A ファミリーサポートセンターは、利用会員さんと協力会員(サポーター)さんが共に会員となり、地域の中で育児の助け合いをする事業です。場合によっては仲介・調整が難しい場合もありますので、その際はご了承ください。



Q3 直接、協力会員(サポーター)さんに依頼をしてもいいですか？

A 利用申し込みは、必ずセンターを通して行ってください。連絡がない活動は、補償保険の対象外となります。



Q4 きょうだいで預けることはできますか？

A 1対1のお預かりが原則ですが、協力会員(サポーター)さんの同意があれば、きょうだいでお預かりは可能です。料金は2人目より半額となります。



Q5 活動の途中で、習い事など他の場所に連れて行ってもらうことはできますか？

A 協力会員(サポーター)さんの同意があれば可能です。事前打ち合わせにて依頼内容をお伝えください。その場合の移動時間も料金が発生します。また、利用会員さんは、事前に送迎先の責任者に、協力会員(サポーター)さんが送迎することをお伝えしておいてください。



Q6 体調の悪い子どもを預かってもらえますか？

A 病気のお子さんをお預かりはできません。また、援助活動中に具合が悪くなった時や怪我をした時は、利用会員に連絡をし、お迎えにきていただきます。
(すずらん病児保育室にて病児病後児保育を行っていますのでご利用ください)

協力会員
(サポーター)さんから
よくある質問

Q1 センターから援助活動の依頼がありました。都合が悪い場合はどうしたらいいですか？

A 都合が悪い場合は断っていただいて構いません。またご都合のよい時にお願いします。



Q2 会員登録をしてから、援助活動を行ったことがありません。依頼がないのは何故でしょうか？

A 利用会員さんの依頼内容と合わず、依頼がない方もいらっしゃいます。しかし、突然依頼がくることもありますので、その時のためにスキルアップ講座等への参加をお願いします。また、ファミサポの活動は就労ではありませんので、定期的な活動や収入を約束するものではありません。



Q3 我が家には、小さい子どもが遊ぶようなおもちゃがありません。どうしたらいいですか？

A わざわざ購入する必要はありません。利用会員さんにお子さんのお気に入りのおもちゃを持参してもらうなど、事前打ち合わせでよく相談してください。また、「子育てサポーター養成講座」で手作りおもちゃやわらべ歌なども紹介していますので、参考にしてください。



Q4 協力会員(サポーター)の家族が子どもを預かってもいいですか？

A 協力会員(サポーター)さんと一緒に家族でお預かりするのは可能ですが、会員登録をしていない方が単独で預かることはできません。なお、会員以外の方はファミリーサポートセンター補償保険が適用されません。



Q5 協力会員(サポーター)自身、またはその家族が感染症にかかってしまいました。どうしたらいいですか？

A 体調が悪い時は、絶対に活動をしないでください。急に活動ができなくなると、利用会員さんは困ります。常に体調管理をしていただき、体調が悪くなった場合はなるべく早くセンターに連絡をお願いします。



Q6 援助報酬は所得になりますか？

A 援助報酬は雑所得の対象となり、確定申告や住民税の申告が必要となる場合があります。詳しくは税務署、市役所の税務課へお問い合わせください。

